

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2021年1月13日提出
【計算期間】	第15計算期間中 （自 2020年4月21日 至 2020年10月20日）
【ファンド名】	ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンド
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松下 浩一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	西脇 保宏
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1 【ファンドの運用状況】

(1) 【投資状況】（2020年10月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		9,209,471,268	98.59
	内 日本	9,209,471,268	98.59
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		131,295,881	1.41
純資産総額		9,340,767,149	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第5計算期間末 (2011年4月18日)	49,199,195,183	49,199,195,183	0.9585	0.9585
第6計算期間末 (2012年4月18日)	30,694,627,653	30,694,627,653	0.8016	0.8016
第7計算期間末 (2013年4月18日)	31,846,653,870	31,846,653,870	0.9944	0.9944
第8計算期間末 (2014年4月18日)	24,572,151,026	25,053,549,069	1.0209	1.0409
第9計算期間末 (2015年4月20日)	23,572,536,557	24,370,019,695	1.1823	1.2223
第10計算期間末 (2016年4月18日)	16,142,241,140	16,142,241,140	0.9275	0.9275
第11計算期間末 (2017年4月18日)	15,070,643,462	15,437,680,288	1.0265	1.0515
第12計算期間末 (2018年4月18日)	14,536,262,484	15,203,727,022	1.1978	1.2528
第13計算期間末 (2019年4月18日)	11,565,481,426	11,565,481,426	1.0641	1.0641
2019年10月末日	10,416,685,604	—	1.0202	—
11月末日	10,343,893,225	—	1.0286	—

12月末日	10,824,876,775	—	1.0935	—
2020年1月末日	10,378,860,718	—	1.0544	—
2月末日	9,884,226,089	—	1.0212	—
3月末日	7,739,662,683	—	0.8074	—
第14計算期間末 (2020年4月20日)	8,312,539,633	8,312,539,633	0.8689	0.8689
4月末日	8,440,168,207	—	0.8828	—
5月末日	8,645,587,036	—	0.9071	—
6月末日	9,365,587,106	—	0.9887	—
7月末日	9,849,740,497	—	1.0536	—
8月末日	10,155,663,251	—	1.1001	—
9月末日	9,600,160,916	—	1.0518	—
10月末日	9,340,767,149	—	1.0696	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0200
第9計算期間	0.0400
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0250
第12計算期間	0.0550
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
2020年4月21日～ 2020年10月20日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第5計算期間	2.4
第6計算期間	△16.4
第7計算期間	24.1
第8計算期間	4.7
第9計算期間	19.7
第10計算期間	△21.6
第11計算期間	13.4
第12計算期間	22.0

第13計算期間	△11.2
第14計算期間	△18.3
2020年4月21日～ 2020年10月20日	25.8

（参考）投資信託証券

ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

（1）投資状況（2020年10月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		6,055,776,678	98.39
	内 韓国	1,442,932,092	23.44
	内 中国	2,968,933,824	48.24
	内 台湾	1,159,096,014	18.83
	内 香港	284,917,500	4.63
	内 フィリピン	63,899,522	1.04
	内 インドネシア	124,847,865	2.03
	内 非上場	11,149,861	0.18
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		99,278,669	1.61
純資産総額		6,155,055,347	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

インド株ファンド（適格機関投資家限定）

（1）投資状況

（2020年10月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計（千円）	投資比率（%）
株式	インド	656,209	97.79
	小 計	656,209	97.79
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		14,835	2.21
合計（純資産総額）		671,045	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

（注2）時価合計の単位未満は切捨て。

ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

(1) 投資状況

(2020年10月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計（千円）	投資比率（％）
株式	ブラジル	624,123	59.70
	メキシコ	151,976	14.54
	ケイマン諸島	103,365	9.89
	アメリカ	56,065	5.36
	ルクセンブルグ	31,530	3.02
	バミューダ	22,650	2.17
	ペルー	14,728	1.41
	小 計	1,004,439	96.08
投資証券	メキシコ	36,431	3.48
	小計	36,431	3.48
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		4,537	0.44
合計（純資産総額）		1,045,408	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

（注２）時価合計の単位未満は切捨て。

欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

(1) 投資状況

(2020年10月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計（千円）	投資比率（％）
-------	------	----------	---------

株式	ポーランド	257,118	19.22
	ロシア	216,421	16.18
	南アフリカ	182,576	13.65
	イギリス	158,805	11.87
	オランダ	143,552	10.73
	アメリカ	72,322	5.41
	キプロス	72,229	5.40
	ルクセンブルグ	56,050	4.19
	ポルトガル	49,472	3.70
	ハンガリー	39,563	2.96
	トルコ	38,804	2.90
	小 計	1,286,916	96.19
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		50,965	3.81
合計（純資産総額）		1,337,881	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

（注２）時価合計の単位未満は切捨て。

（参考情報）運用実績

●ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンド

2020年10月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,696円
純資産総額	93億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.7%
3カ月間	1.5%
6カ月間	21.2%
1年間	4.8%
3年間	-9.7%
5年間	10.5%
設定来	26.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、

「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

決算期	直近1年間分配金合計額： 0円					設定来分配金合計額： 2,000円							
	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	
	09年4月	10年4月	11年4月	12年4月	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	19年4月	20年4月	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	200円	400円	0円	250円	550円	0円	0円	

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

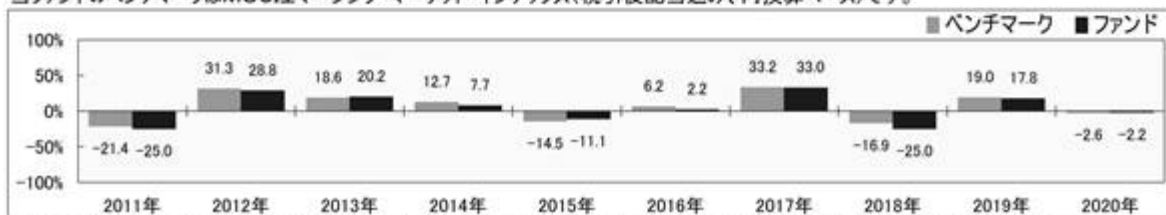
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
大和アセットマネジメント	ダイワ・東アジア新興国株ファンド	65.9%
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント	欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド	14.3%
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント	ラテン・アメリカ新興国株ファンド	11.2%
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント	インド株ファンド	7.2%
合計		98.6%

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。

・2020年は10月30日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

2 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第5計算期間	200,140,431	13,080,702,270
第6計算期間	85,909,033	13,123,253,547
第7計算期間	274,161,406	6,539,688,005
第8計算期間	12,395,675	7,969,584,782
第9計算期間	105,654,715	4,238,478,421
第10計算期間	155,306,090	2,688,721,065
第11計算期間	6,877,708	2,729,068,148
第12計算期間	124,037,687	2,669,791,855
第13計算期間	122,929,241	1,389,896,477
第14計算期間	11,936,772	1,313,964,519
2020年4月21日～ 2020年10月20日	4,108,468	635,084,544

3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2020年4月21日から2020年10月20日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンド

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2020年4月20日現在	当中間計算期間末 2020年10月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	245,293,630	176,605,635
投資信託受益証券	8,128,291,424	9,639,040,821
未収入金	—	60,000,000
流動資産合計	8,373,585,054	9,875,646,456
資産合計	8,373,585,054	9,875,646,456
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,800,398	57,878,583
未払受託者報酬	1,929,918	1,820,896
未払委託者報酬	54,039,391	50,986,461
その他未払費用	275,714	260,034
流動負債合計	61,045,421	110,945,974
負債合計	61,045,421	110,945,974
純資産の部		
元本等		
元本	※1 9,566,723,893	※1 8,935,747,817
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	※2 △ 1,254,184,260	※2 828,952,665
（分配準備積立金）	1,814,965,261	1,694,525,300
元本等合計	8,312,539,633	9,764,700,482
純資産合計	8,312,539,633	9,764,700,482
負債純資産合計	8,373,585,054	9,875,646,456

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2019年4月19日 至 2019年10月18日	当中間計算期間 自 2020年4月21日 至 2020年10月20日
営業収益		
受取利息	143	470
有価証券売買等損益	△ 628,379,194	2,170,749,397
営業収益合計	△ 628,379,051	2,170,749,867
営業費用		
支払利息	39,075	33,683
受託者報酬	1,960,509	1,820,896
委託者報酬	54,895,508	50,986,461
その他費用	285,335	261,117
営業費用合計	57,180,427	53,102,157
営業利益又は営業損失（△）	△ 685,559,478	2,117,647,710
経常利益又は経常損失（△）	△ 685,559,478	2,117,647,710
中間純利益又は中間純損失（△）	△ 685,559,478	2,117,647,710
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△ 44,172,810	117,390,425
期首剰余金又は期首欠損金（△）	696,729,786	△ 1,254,184,260
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,213	83,252,726
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	83,252,726
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,213	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,566,312	373,086
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	39,566,312	—
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	373,086
中間剰余金又は中間欠損金（△）	15,798,019	828,952,665

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2020年4月21日 至 2020年10月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 2020年4月20日現在	当中間計算期間末 2020年10月20日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	10,868,751,640円 11,936,772円 1,313,964,519円	9,566,723,893円 4,108,468円 635,084,544円
2. 中間計算期間末日における 受益権の総数	9,566,723,893口	8,935,747,817口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,254,184,260円であります。	—————

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前中間計算期間 自 2019年4月19日 至 2019年10月18日	当中間計算期間 自 2020年4月21日 至 2020年10月20日
	該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当中間計算期間末 2020年10月20日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前計算期間末 2020年4月20日現在	当中間計算期間末 2020年10月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前計算期間末 2020年4月20日現在	当中間計算期間末 2020年10月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8689円 (8,689円)	1.0928円 (10,928円)

（参考）

当ファンドは、「ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」受益証券、「インド株ファンド（適格機関投資家限定）」受益証券、「ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」受益証券及び「欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、当中間計算期間（2019年12月10日から2020年6月9日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

その中間監査報告書は、該当する中間財務諸表の直前に添付しております。

中間財務諸表

ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

(1) 中間貸借対照表

	前計算期間末 2019年12月9日現在	当中間計算期間末 2020年6月9日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	75,079,144	169,485,913
コール・ローン	151,218,022	91,238,487
株式	5,249,741,101	5,403,047,820
未収入金	—	373,748
未収配当金	2,520,623	17,111,531
流動資産合計	5,478,558,890	5,681,257,499
資産合計	5,478,558,890	5,681,257,499
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	77,095,505	—
未払受託者報酬	1,149,883	1,203,067
未払委託者報酬	26,592,158	27,822,268
その他未払費用	145,294	150,599
流動負債合計	104,982,840	29,175,934
負債合計	104,982,840	29,175,934

純資産の部		
元本等		
元本 ※1	3,854,775,274	3,736,336,087
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,518,800,776	1,915,745,478
（分配準備積立金）	2,319,304,953	2,187,036,684
元本等合計	5,373,576,050	5,652,081,565
純資産合計	5,373,576,050	5,652,081,565
負債純資産合計	5,478,558,890	5,681,257,499

(2) 中間損益及び剰余金計算書

	前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年6月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年6月9日
	金 額（円）	金 額（円）
営業収益		
受取配当金	43,368,266	44,124,096
配当株式 ※1	—	743,852
受取利息	49,599	38,366
有価証券売買等損益	152,028,326	376,109,463
為替差損益	△253,186,071	39,987,667
営業収益合計	△57,739,880	461,003,444
営業費用		
支払利息	20,645	15,254
受託者報酬	1,215,178	1,203,067
委託者報酬	28,102,112	27,822,268
その他費用 ※2	3,876,518	3,457,342
営業費用合計	33,214,453	32,497,931
営業利益又は営業損失（△）	△90,954,333	428,505,513
経常利益又は経常損失（△）	△90,954,333	428,505,513
中間純利益又は中間純損失（△）	△90,954,333	428,505,513
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	34,117,044	△15,004,380
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,365,695,359	1,518,800,776
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,886,349	42,473,118
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	27,886,349	42,473,118

剰余金減少額又は欠損金増加額	108,133,274	89,038,309
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	108,133,274	89,038,309
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,160,377,057	1,915,745,478

(3) 中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年6月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準

	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
--	--

（中間貸借対照表に関する注記）

区 分	前計算期間末 2019年12月9日現在	当中間計算期間末 2020年6月9日現在
1. ※1 期首元本額	4,271,261,092円	3,854,775,274円
期中追加設定元本額	72,113,652円	107,526,882円
期中一部解約元本額	488,599,470円	225,966,069円
2. 中間計算期間末日における 受益権の総数	3,854,775,274口	3,736,336,087口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年6月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年6月9日
1. ※1 配当株式	—————	外国株式の発行会社が行う株式配当によるものであります。
2. ※2 その他費用	主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。	主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当中間計算期間末 2020年6月9日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
-----------------	--

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前計算期間末 2019年12月9日現在	当中間計算期間末 2020年6月9日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前計算期間末 2019年12月9日現在	当中間計算期間末 2020年6月9日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3940円 (13,940円)	1.5127円 (15,127円)

「インド株ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

① ファンドの経理状況

（1）ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間計算期間（2019年12月10日から2020年6月9日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

インド株ファンド
（適格機関投資家限定）

（1）中間貸借対照表

項目	前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
Ⅰ 流動資産		
預金	11,880,266	29,726,270
コール・ローン	1,361,848	5,809,972
株式	895,808,049	592,927,802
未収配当金	—	876,559
前払金	—	1,542,641
流動資産合計	909,050,163	630,883,244
資産合計	909,050,163	630,883,244
負債の部		
Ⅰ 流動負債		
未払受託者報酬	197,691	161,500
未払委託者報酬	4,769,174	3,896,130
未払利息	2	16
その他未払費用	454,393	366,990
流動負債合計	5,421,260	4,424,636
負債合計	5,421,260	4,424,636
純資産の部		
Ⅰ 元本等		
元本	516,932,526	489,956,535
剰余金		
中間剰余金又は欠損金（△）	386,696,377	136,502,073
（うち分配準備積立金）	(399,948,609)	(379,077,143)
純資産合計	903,628,903	626,458,608
負債・純資産合計	909,050,163	630,883,244

(2) 中間損益及び剰余金計算書

項目	前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年 6 月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年 6 月 9 日
	金額（円）	金額（円）
Ⅰ 営業収益		
受取配当金	2,007,732	2,387,352
受取利息	519	—
有価証券売買等損益	42,376,680	△176,981,556
為替差損益	△19,008,414	△45,227,528
その他収益	3	—
営業収益合計	25,376,520	△219,821,732
Ⅱ 営業費用		
支払利息	465	492
受託者報酬	225,309	161,500
委託者報酬	5,435,440	3,896,130
その他費用	4,709,408	3,290,442

営業費用合計	10,370,622	7,348,564
営業利益金額または損失金額（△）	15,005,898	△227,170,296
経常利益金額または損失金額（△）	15,005,898	△227,170,296
中間純利益金額または純損失金額（△）	15,005,898	△227,170,296
Ⅲ 一部解約に伴う中間純利益金額 または純損失金額（△） 分配額	△4,120,801	2,844,114
Ⅳ 期首剰余金または欠損金（△）	502,322,433	386,696,377
Ⅴ 剰余金減少額	55,742,550	20,179,894
（中間一部解約に伴う剰余金減少額）	(55,742,550)	(20,179,894)
Ⅵ 中間剰余金または欠損金（△）	465,706,582	136,502,073

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準 および評価方法	組入有価証券については移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 中間計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における中間計算期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。 ②金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益および費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
------------------------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

	前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
1. 当該中間計算期間の末日における受益権総数	516,932,526口	489,956,535口
2. 1口当たり純資産額	1.7481円	1.2786円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年 6 月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年 6 月 9 日
1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。 2. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。 3. 剰余金減少額 中間一部解約に伴う剰余金減少額は、剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。	1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。 2. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。 3. 剰余金減少額 中間一部解約に伴う剰余金減少額は、剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 ①株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2. 時価の算定方法 ①株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

	前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年 6 月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年 6 月 9 日
期首元本額	616,182,593円	516,932,526円
期中追加設定元本額	0円	0円
期中一部解約元本額	68,378,247円	26,975,991円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引等関係

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

「ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

① ファンドの経理状況

（1）ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間計算期間（2019年12月10日から2020年6月9日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

ラテン・アメリカ新興国株ファンド

（適格機関投資家限定）**（１）中間貸借対照表**

項目	前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
I 流動資産		
預金	78,219,741	20,156,974
コール・ローン	16,179	2,055
株式	1,665,864,339	1,332,626,214
投資証券	13,643,246	28,077,607
派生商品評価勘定	16,145	28,854
未収入金	115,162,895	—
未収配当金	2,792,882	3,074,483
流動資産合計	1,875,715,427	1,383,966,187
資産合計	1,875,715,427	1,383,966,187
負債の部		
I 流動負債		
未払解約金	149,999,999	—
未払受託者報酬	425,727	306,658
未払委託者報酬	10,270,639	7,398,125
その他未払費用	623,356	531,018
流動負債合計	161,319,721	8,235,801
負債合計	161,319,721	8,235,801
純資産の部		
I 元本等	1,377,807,746	1,338,443,866
元本		
剰余金		
中間剰余金または欠損金（△）	336,587,960	37,286,520
（うち分配準備積立金）	(576,872,772)	(560,391,731)
純資産合計	1,714,395,706	1,375,730,386
負債・純資産合計	1,875,715,427	1,383,966,187

（２）中間損益及び剰余金計算書

項目	前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年 6 月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年 6 月 9 日
	金額（円）	金額（円）
I 営業収益		
受取配当金	34,904,695	18,382,057
受取利息	5,107	429
有価証券売買等損益	188,983,987	△123,264,910
為替差損益	△48,137,817	△196,314,392
その他収益	—	22,816,574
営業収益合計	175,755,972	△278,380,242

II 営業費用		
支払利息	149	1,400
受託者報酬	453,506	306,658
委託者報酬	10,940,826	7,398,125
その他費用	3,371,694	2,578,895
営業費用合計	14,766,175	10,285,078
営業利益金額または損失金額（△）	160,989,797	△288,665,320
経常利益金額または損失金額（△）	160,989,797	△288,665,320
中間純利益金額または純損失金額（△）	160,989,797	△288,665,320
III 一部解約に伴う中間純利益金額 または純損失金額（△） 分配額	9,669,265	1,019,927
IV 期首剰余金または欠損金（△）	210,447,686	336,587,960
V 剰余金減少額 （中間一部解約に伴う剰余金減少額）	14,499,126 (14,499,126)	9,616,193 (9,616,193)
VI 中間剰余金または欠損金（△）	347,269,092	37,286,520

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準 および評価方法	組入有価証券については移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 中間計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における中間計算期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。 ②金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の 評価基準および評価 方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. 収益および費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式および投資証券の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

	前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
1. 当該中間計算期間の末日における受益権総数	1,377,807,746口	1,338,443,866口
2. 1口当たり純資産額	1.2443円	1.0279円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年 6 月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年 6 月 9 日
1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。	1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。
2. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。	2. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。
3. 剰余金減少額 中間一部解約に伴う剰余金減少額は、剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。	3. 剰余金減少額 中間一部解約に伴う剰余金減少額は、剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 ①株式、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②デリバティブ取引 「（その他の注記）3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 ③上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2. 時価の算定方法 ①株式、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②デリバティブ取引 「（その他の注記）3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 ③上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
---	---

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

	前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年 6 月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年 6 月 9 日
期首元本額	1,826,424,228円	1,377,807,746円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部解約元本額	125,831,606円	39,363,880円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引等関係

①ヘッジ会計が適用されていないもの
通貨関連

区分	種類	前計算期間末（2019年12月9日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	11,400,000	－	11,383,855	16,145
	合計	11,400,000	－	11,383,855	16,145

（注）1. 時価の算定方法

1）計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2）計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

区分	種類	当中間計算期間末（2020年6月9日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	8,300,000	—	8,271,146	28,854
合計		8,300,000	—	8,271,146	28,854

（注）1. 時価の算定方法

1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。

②中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

②ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。

「欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ファンドの経理状況

（1）ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間計算期間（2019年12月10日から2020年6月9日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド （適格機関投資家限定）

（1）中間貸借対照表

項目	前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
Ⅰ 流動資産		
預金	84,137,968	22,257,275
コール・ローン	18,622	25,657
株式	1,866,665,827	1,497,854,685
派生商品評価勘定	175,528	39,952
未収入金	83,806,781	3,719,361
未収配当金	152,789	7,641,734
流動資産合計	2,034,957,515	1,531,538,664
資産合計	2,034,957,515	1,531,538,664
負債の部		
Ⅰ 流動負債		
派生商品評価勘定	212,889	29,421
未払金	—	3,060,711
未払解約金	100,000,000	—
未払受託者報酬	427,171	370,572
未払委託者報酬	10,305,612	8,940,163
その他未払費用	660,184	591,317
流動負債合計	111,605,856	12,992,184
負債合計	111,605,856	12,992,184
純資産の部		
Ⅰ 元本等		
元本	1,753,179,089	1,557,201,549
剰余金		
中間剰余金または欠損金（△）	170,172,570	△38,655,069
（うち分配準備積立金）	(635,590,948)	(564,541,977)
純資産合計	1,923,351,659	1,518,546,480
負債・純資産合計	2,034,957,515	1,531,538,664

(2) 中間損益及び剰余金計算書

項目	前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年 6 月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年 6 月 9 日
	金額（円）	金額（円）
Ⅰ 営業収益		
受取配当金	32,566,326	22,958,476
受取利息	24,717	574
有価証券売買等損益	178,912,632	△114,731,726
為替差損益	△109,594,906	△99,966,989
営業収益合計	101,908,769	△191,739,665
Ⅱ 営業費用		
支払利息	589	—

受託者報酬	438,009	370,572
委託者報酬	10,566,979	8,940,163
その他費用	4,432,624	3,754,781
営業費用合計	15,438,201	13,065,516
営業利益金額または損失金額（△）	86,470,568	△204,805,181
経常利益金額または損失金額（△）	86,470,568	△204,805,181
中間純利益金額または純損失金額（△）	86,470,568	△204,805,181
Ⅲ 一部解約に伴う中間純利益金額 または純損失金額（△） 分配額	17,728,751	△15,000,131
Ⅳ 期首剰余金または欠損金（△）	4,231,512	170,172,570
Ⅴ 剰余金増加額	4,630,262	—
（中間追加信託に伴う剰余金増加額）	（4,630,262）	—
Ⅵ 剰余金減少額	917,215	19,022,589
（中間一部解約に伴う剰余金減少額）	（917,215）	（19,022,589）
Ⅶ 中間剰余金または欠損金（△）	76,686,376	△38,655,069

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準 および評価方法	組入有価証券については移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 中間計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における中間計算期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。 ②金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4. 収益および費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

	前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
1. 元本の欠損	—	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は38,655,069円であります。
2. 当該中間計算期間の末日における受益権総数	1,753,179,089口	1,557,201,549口
3. 1口当たり純資産額	1.0971円	0.9752円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年 6 月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年 6 月 9 日
1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。	1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。
2. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。	2. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。
3. 剰余金増加額および剰余金減少額 中間追加信託に伴う剰余金増加額および中間一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。	3. 剰余金減少額 中間一部解約に伴う剰余金減少額は、剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法 ①株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②デリバティブ取引 「（その他の注記）3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 ③上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2. 時価の算定方法 ①株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ②デリバティブ取引 「（その他の注記）3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 ③上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

	前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年 6 月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年 6 月 9 日
期首元本額	1,946,186,403円	1,753,179,089円
期中追加設定元本額	195,369,738円	－円
期中一部解約元本額	251,354,033円	195,977,540円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引等関係

- ①ヘッジ会計が適用されていないもの
通貨関連

区分	種類	前計算期間末（2019年12月9日現在）		
		契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	11,400,000	—	11,383,855	16,145
	南アフリカランド	23,780,012	—	23,620,629	159,383
	買建				
	米ドル	23,780,012	—	23,567,123	△212,889
合計		58,960,024	—	58,571,607	△37,361

(注) 1. 時価の算定方法

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。
- ②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

区分	種類	当中間計算期間末（2020年6月9日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	10,000,000	—	9,965,236	34,764
	南アフリカランド	3,417,460	—	3,425,563	△8,103
	買建				
	米ドル	3,417,460	—	3,401,330	△16,130
合計		16,834,920	—	16,792,129	10,531

(注) 1. 時価の算定方法

1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ①中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。
- ②中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

4 【委託会社等の概況】

(1) 【資本金の額】

2020年10月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 【事業の内容及び営業の状況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2020年10月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	49	78,815
追加型株式投資信託	714	16,924,703
株式投資信託 合計	763	17,003,518
単位型公社債投資信託	38	127,237
追加型公社債投資信託	14	1,437,527
公社債投資信託 合計	52	1,564,764
総合計	815	18,568,282

(3) 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

- ① 2020年2月17日付で、Daiwa Capital Management Silicon Valley Inc.への出資を行い、当該会社を子会社といたしました。
- ② 2020年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。
 - ・ 商号の変更（大和アセットマネジメント株式会社に変更）

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

5 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）は、改正府令附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第61期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第62期事業年度に係る中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	28,489	2,741
有価証券	554	22,167
前払費用	214	205
未収委託者報酬	11,468	10,847
未収収益	98	63
その他	56	62
流動資産計	40,882	36,088
固定資産		
有形固定資産	※1 206	※1 217
建物	10	7
器具備品	195	209
無形固定資産	2,821	2,362

ソフトウェア	2,804	2,028
ソフトウェア仮勘定	17	333
投資その他の資産	12,799	15,844
投資有価証券	8,493	9,153
関係会社株式	1,836	3,972
出資金	183	183
長期差入保証金	1,070	1,069
繰延税金資産	1,183	1,431
その他	31	33
固定資産計	15,827	18,424
資産合計	56,709	54,512

(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	75	69
未払金	8,548	7,573
未払収益分配金	15	14
未払償還金	40	39
未払手数料	4,610	3,988
その他未払金	※2 3,882	※2 3,530
未払費用	3,735	3,830
未払法人税等	726	656
未払消費税等	255	590
賞与引当金	725	688
その他	2	5
流動負債計	14,070	13,414
固定負債		
退職給付引当金	2,389	2,574
役員退職慰労引当金	103	88
その他	2	5
固定負債計	2,496	2,667
負債合計	16,567	16,082
純資産の部		
株主資本		

資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,052	11,749
利益剰余金合計	13,426	12,123
株主資本合計	40,096	38,793
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	46	△363
評価・換算差額等合計	46	△363
純資産合計	40,142	38,430
負債・純資産合計	56,709	54,512

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	76,052	69,550
その他営業収益	673	583
営業収益計	76,725	70,134
営業費用		
支払手数料	35,789	31,120
広告宣伝費	694	745
調査費	9,066	8,858
調査費	1,057	1,188
委託調査費	8,009	7,670
委託計算費	1,351	1,410
営業雑経費	1,557	1,770
通信費	228	240
印刷費	513	524
協会費	55	56
諸会費	13	13
その他営業雑経費	746	936
営業費用計	48,459	43,906
一般管理費		

給料	5,755	5,793
役員報酬	373	374
給料・手当	4,145	4,335
賞与	510	395
賞与引当金繰入額	725	688
福利厚生費	796	838
交際費	64	62
旅費交通費	178	154
租税公課	472	451
不動産賃借料	1,291	1,299
退職給付費用	374	368
役員退職慰労引当金繰入額	34	37
固定資産減価償却費	907	925
諸経費	1,819	1,770
一般管理費計	11,693	11,702
営業利益	16,572	14,525

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31 日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	38	912
投資有価証券売却益	215	214
有価証券償還益	133	24
その他	134	78
営業外収益計	521	1,230
営業外費用		
有価証券償還損	32	71
投資有価証券売却損	40	1
その他	60	54
営業外費用計	132	127
経常利益	16,961	15,629
特別損失		
システム刷新関連費用	-	537
投資有価証券評価損	-	48
関係会社整理損失	29	-
特別損失計	29	585
税引前当期純利益	16,931	15,043
法人税、住民税及び事業税	5,076	4,555
法人税等調整額	△15	△78

法人税等合計	5,060	4,477
当期純利益	11,870	10,566

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△12,669	△12,669	△12,669
当期純利益	-	-	-	11,870	11,870	11,870
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△798	△798	△798
当期末残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	216	216	41,112
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△12,669
当期純利益	-	-	11,870
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△170	△170	△170
当期変動額合計	△170	△170	△969
当期末残高	46	46	40,142

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利 益 剰 余 金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△11,868	△11,868	△11,868
当期純利益	-	-	-	10,566	10,566	10,566
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,302	△1,302	△1,302
当期末残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	46	46	40,142
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△11,868
当期純利益	-	-	10,566
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△410	△410	△410
当期変動額合計	△410	△410	△410
当期末残高	△363	△363	38,430

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～18年
器具備品	4～17年

（2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（未適用の会計基準等）

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）

- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた172百万円は、「受取配当金」38百万円、「その他」134百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	31百万円	34百万円
器具備品	264百万円	276百万円

※ 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
未払金	3,788百万円	3,397百万円

3 保証債務

前事業年度（2019年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2020年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,603百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	12,669	4,857	2018年 3月31日	2018年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 11,868百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 4,550円
- ④ 基準日 2019年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2019年6月24日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	11,868	4,550	2019年 3月31日	2019年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 10,564百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 4,050円
- ④ 基準日 2020年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2020年6月24日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
（1）現金・預金	28,489	28,489	—
（2）未収委託者報酬	11,468	11,468	—
（3）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,380	8,380	—
資産計	48,338	48,338	—
（1）未払手数料	(4,610)	(4,610)	—

（２）その他未払金	(3,882)	(3,882)	—
（３）未払費用（*2）	(2,805)	(2,805)	—
負債計	(11,298)	(11,298)	—

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
（１）現金・預金	2,741	2,741	—
（２）未収委託者報酬	10,847	10,847	—
（３）有価証券及び投資有価証券			
有価証券	21,900	21,900	—
その他有価証券	8,754	8,754	—
資産計	44,243	44,243	—
（１）未払手数料	(3,988)	(3,988)	—
（２）その他未払金	(3,530)	(3,530)	—
（３）未払費用（*2）	(2,889)	(2,889)	—
負債計	(10,408)	(10,408)	—

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金・預金、並びに（２）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
（１）その他有価証券 非上場株式	666	666
（２）子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,836	3,972

（３）長期差入保証金	1,070	1,069
------------	-------	-------

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	28,489	-	-	-
未収委託者報酬	11,468	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	554	4,284	2,227	1,227
合計	40,512	4,284	2,227	1,227

当事業年度（2020年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	2,741	-	-	-
未収委託者報酬	10,847	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
有価証券	21,900	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	267	3,463	1,184	-
合計	35,756	3,463	1,184	-

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2019年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,836百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2020年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,944百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2019年３月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	87	55	32
(2) その他	4,991	4,712	278
小計	5,079	4,767	311
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,301	3,560	△258
小計	3,301	3,560	△258
合計	8,380	8,328	52

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	60	55	5
(2) その他	3,004	2,772	232
小計	3,064	2,827	237
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	27,589	28,354	△764
小計	27,589	28,354	△764
合計	30,654	31,181	△526

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	389	86	-
(2) その他 証券投資信託	3,517	128	40
合計	3,907	215	40

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他			

証券投資信託	1,492	214	1
合計	1,492	214	1

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,350百万円	2,389百万円
勤務費用	158	159
退職給付の支払額	△171	△183
その他	52	207
退職給付債務の期末残高	2,389	2,574

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,389百万円	2,574百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,389	2,574
退職給付引当金	2,389	2,574

貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,389	2,574
-------------------------	-------	-------

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	158百万円	159百万円
その他	41	27
確定給付制度に係る退職給付費用	199	187

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度174百万円、当事業年度181百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金		788
	731	
システム関連費用	170	198
賞与引当金	182	177
未払事業税	141	129
出資金評価損	94	94
投資有価証券評価損	32	47
その他	240	399
繰延税金資産小計	1,592	1,835
評価性引当額	△164	△173
繰延税金資産合計	1,428	1,661
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡 益）	△159	△159
その他有価証券評価差 額金	△85	△71
繰延税金負債合計	△244	△230
繰延税金資産の純額	1,183	1,431

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2020年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注1)	1,719	—	—
子会社	Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd.	India	1,207	金融商品取引業	(所有) 直接91.0	経営管理	有償減資 (注2)	3,293	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(注2) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,603	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代 hands 手数料 (注2)	19,975	未払手数料	3,400
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入 (注3)	1,052	未払費用	173

同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料（注4）	1,063	長期差入保証金	1,055
-------------	------------	--------	-----	--------	---	---------	-------------	-------	---------	-------

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注2）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

（注3）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

（注4）差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料（注2）	16,953	未払手数料	2,984
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入（注3）	1,031	未払費用	224
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料（注4）	1,061	長期差入保証金	1,054

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注2）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

（注3）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

（注4）差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	15,389.06円	1株当たり純資産額	14,732.52円
1株当たり当期純利益	4,550.81円	1株当たり当期純利益	4,050.66円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益（百万円）	11,870	10,566
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間 (2020年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	2,811
有価証券	12,910
未収委託者報酬	11,357
その他	360
流動資産合計	27,439
固定資産	
有形固定資産	※1 226
無形固定資産	
ソフトウェア	1,720
その他	687
無形固定資産合計	2,408
投資その他の資産	
投資有価証券	10,638
関係会社株式	3,972
繰延税金資産	1,053
その他	1,286
投資その他の資産合計	16,951
固定資産合計	19,586
資産合計	47,025

(単位:百万円)

当中間会計期間
(2020年9月30日)

負債の部

流動負債

未払金	5,860
未払費用	3,365
未払法人税等	594
賞与引当金	571
その他	※ 2 608

流動負債合計	11,000
--------	--------

固定負債

退職給付引当金	2,609
役員退職慰労引当金	110
その他	4

固定負債合計	2,724
--------	-------

負債合計

13,724

純資産の部

株主資本

資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495

利益剰余金

利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	5,784

利益剰余金合計	6,158
---------	-------

株主資本合計	32,828
--------	--------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	472
--------------	-----

評価・換算差額等合計	472
------------	-----

純資産合計

33,301

負債・純資産合計

47,025

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

当中間会計期間
（自 2020年4月1日
至 2020年9月30日）

営業収益		
委託者報酬		31,426
その他営業収益		214
営業収益合計		31,641
営業費用		
支払手数料		13,509
その他営業費用		5,825
営業費用合計		19,334
一般管理費	※ 1	5,708
営業利益		6,597
営業外収益	※ 2	239
営業外費用	※ 3	156
経常利益		6,679
特別利益		—
特別損失		—
税引前中間純利益		6,679
法人税、住民税及び事業税		2,071
法人税等調整額		8
中間純利益		4,599

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,564	△10,564	△10,564

中間純利益	-	-	-	4,599	4,599	4,599
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△5,965	△5,965	△5,965
当中間期末残高	15,174	11,495	374	5,784	6,158	32,828

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△363	△363	38,430
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,564
中間純利益	-	-	4,599
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	836	836	836
当中間期変動額合計	836	836	△5,128
当中間期末残高	472	472	33,301

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
器具備品	4～17年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

４．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

５．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

６．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（追加情報）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

（中間貸借対照表関係）

※ 1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (2020年9月30日現在)
有形固定資産	316百万円

※ 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間（2020年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,623百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

※ 1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	11百万円
無形固定資産	327百万円

※ 2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
投資有価証券売却益	203百万円

※ 3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
為替差損	63百万円
有価証券償還損	46百万円
投資有価証券売却損	33百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	10,564	4,050	2020年3月31日	2020年6月24日

(金融商品関係)

当中間会計期間（2020年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券（※1）	60			60
資産合計	60			60

（※１）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券410百万円、投資有価証券9,911百万円は上記の表に含めておりません。

（２）時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマーシャル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。なお、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表されている基準価格によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

（注２）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	当中間会計期間
非上場株式等	666
子会社株式	1,944
関連会社株式	2,027

（有価証券関係）

当中間会計期間（2020年９月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,944百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	60	55	5
（２）その他	7,989	7,141	847
小計	8,049	7,196	852
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

その他	14,833	15,006	△173
小計	14,833	15,006	△173
合計	22,882	22,203	679

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
1株当たり純資産額	12,766.41円
1株当たり中間純利益	1,763.16円

（注１） 潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注２） １株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
中間純利益(百万円)	4,599
普通株式に係る中間純利益(百万円)	4,599
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員業
務執行社員

公認会計士

小倉 加奈子

印

指定有限責任社員業
務執行社員

公認会計士

間瀬 友未

印

指定有限責任社員業
務執行社員

公認会計士

深井 康治

印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬 友未	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井 康治	印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深井 康治

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林 英之

印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンドの2020年4月21日から2020年10月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンドの2020年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年4月21日から2020年10月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。